

平成二十七年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号

水銀等の貯蔵に関する省令

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十二条第一項の規定に基づき、水銀等の貯蔵に関する省令を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（報告をする水銀等貯蔵者の要件）

第二条 法第二十二条第一項の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる水銀等ごとに、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下同じ。）において事業所

ごとに貯蔵した水銀等の最大量が当該各号に定める数量以上であることとする。

- 一 水銀及びその混合物（水銀と水銀以外の金属との合金であるものを含み、水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上のものに限る。）三十キログラム
- 二 塩化第一水銀及びその混合物（塩化第一水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上のものに限る。）三十キログラム
- 三 酸化第二水銀及びその混合物（酸化第二水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上のものに限る。）三十キログラム
- 四 硫酸第二水銀及びその混合物（硫酸第二水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上のものに限る。）三十キログラム
- 五 硝酸第一水銀及び硝酸第二水銀水和物並びにそれらの混合物（硝酸第一水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の九十五パーセント以上のものに限る。）三十キログラム
- 六 硫化水銀及びその混合物（辰砂を除き、硫化水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上のものに限る。）三十キログラム
- 七 辰砂 含有する硫化水銀の量が三十キログラム

（貯蔵に関する報告）

第三条 法第二十二条第一項の規定による報告は、事業所ごとに、毎年度、当該年度の翌年度の六月末日までに、別記様式による報告書を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、主務大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（報告事項）

第四条 法第二十二条第一項の主務省令で定める事項は、当該年度における次の事項とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 水銀等貯蔵者において行われる水銀等の貯蔵に係る事業
- 四 年度当初に貯蔵していた水銀等の種類別の量
- 五 製造し、又は引渡しを受けた水銀等の種類別の量
- 六 使用し、引き渡し、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物となつた水銀等の種類別（使用し、又は引き渡した場合にあつては、水銀等の種類別及び使用又は引渡しの目的別）の量
- 七 引き渡し、又は引渡しを受けた場合にあつては、その相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに事業所の名称及び所在地
- 八 年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量及び貯蔵の目的
- 九 法第二十二条第一項に規定する指針に基づき実施した取組その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組

（附則）

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度における第四条の規定の適用については、同条中「当該年度」とあるのは「施行日から施行日の属する年度の年度末まで」と、同条第四号中「年度当初」とあるのは「施行日」とする。

附 則（令和元年六月一八日総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年六月一二日総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式（第三条関係）

水銀等貯蔵報告書

年　月　日

主務大臣 殿

報告者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称 及び所在地	名称：
	所在地：
担当者氏名及 び連絡先	部署：
	氏名：
	電話番号：
水銀等の貯蔵 に係る主たる 事業	
水銀等の貯蔵に係 る主たる事業を所 管する大臣	
前年度の年度末 において貯蔵し ていた水銀等の 種類別の量	
前年度におけ る水銀等の貯 蔵状況	別紙2のとおり。
指針に基づき 実施した取組 等	

備考

- 1 報告者の氏名及び住所、事業所の名称及び所在地の欄については、報告をする年度において変更があつた場合は、その変更後のものを記載すること。
- 2 水銀等の貯蔵に係る主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する水銀等の貯蔵に係る事業を行う者にあっては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について別紙1に記載すること。
- 3 前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量の欄については、水銀等の貯蔵に関

する省令（平成 27 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号）第 2 条の要件に該当する水銀等の種類を列記し、その種類別に報告をする年度の前年度の年度末に貯蔵していた量を記載すること。

- 4 前年度における水銀等の貯蔵状況の欄については、報告をする年度の前年度の状況を水銀等の種類ごとに別紙 2 に記載すること。
- 5 指針に基づき実施した取組等の欄については、水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成 27 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第 1 号）に基づき実施した取組その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組について具体的に記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙1

	事業の名称	
1	当該事業を所管する大臣	
	事業の名称	
2	当該事業を所管する大臣	

別紙2 水銀等の種類()

前年度における水銀等の貯蔵状況

①年度当初に貯蔵していた量				kg
②製造した量				kg
③引渡しを受けた量	kg	kg	kg	
引き渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				kg
事業所の名称及び所在地				
④使用した量	kg	kg	kg	④、⑤の合計 (⑨)
使用目的(用途)				
⑤引き渡した量	kg	kg	kg	
引渡しの目的(引渡しを受けた者における用途)				
引渡しを受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				kg
事業所の名称及び所在地				
⑥廃棄物となった量				kg
⑦年度末に貯蔵していた量				kg
貯蔵の目的				
備考欄				

備考

- 1 別紙2については水銀等の種類ごとに作成すること。
- 2 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 3 引渡しの目的の欄については、引渡しを受けた者における水銀等の用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。
- 4 ⑥廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物となった量を記載すること。
- 5 貯蔵の目的の欄については、可能な限り、目的別の貯蔵量を記載すること。
- 6 年度末に貯蔵していた量（⑦）が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること：⑦ =①+⑧-⑨-⑥
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。